

台東区立学校における
生成 AI の利活用に関するガイドライン
第2版

台東区教育委員会

令和8年4月21日

目 次

1	目的	2
2	基本的な考え方	2
3	用語の定義	3
4	対象とする生成 AI	4
5	利用資格と年齢制限	5
6	利活用の基本原則(責任と透明性)	5
7	入力データの取扱いルール	5
8	生成物の取扱いルール	6
9	リスク管理と運用	6
10	効果的な活用にあたって	7
	【参考】 学校において利活用する際のチェック項目	9

1 目的

本ガイドラインは、台東区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が所管する学校及び教育機関において、教職員及び児童・生徒が生成 AI を安全かつ効果的に活用するための指針を定めるものである。

生成 AI は教育の質向上や校務効率化に寄与する有用なツールである一方、個人情報の漏洩や著作権侵害等のリスクも伴う。本ガイドラインは、これらのリスクを適切に管理しながら、教育現場での積極的な利活用を実現することを目的とする。

2 基本的な考え方

（１） 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用

● 人間中心の原則

AI 利用の基本原則として、「AI の利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない。AI は、人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるべきである。」という「人間中心の AI 社会原則」がある。

これは学校現場においても同様であり、生成 AI と人間との関係を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成 AI の出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任をもつという基本姿勢が重要である。

● 児童・生徒の学びと生成 AI

学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から、効果的であるかを吟味した上で利活用するべきであり、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

● 教師の役割と生成 AI

指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、より重要なものになる。生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI リテラシーを身に付けることが求められる。生成 AI を人間の能力を補助・拡張する道具として活用し、児童・生徒の主体的な学びや教職員の業務効率化に役立てる。

（２） 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

● 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の指導において情報活用能力を育成することが期待される。

- 情報活用能力の育成強化

生成 AI の仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成 AI を使いこなすための力を各教科等において意識的に育てていく姿勢は重要である。生成 AI が社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達の段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。

- (3) ガイドラインの改定

本ガイドラインは ICT 環境の整備状況や社会情勢の変化に応じて、随時アップデートしていく。最新のガイドラインや関連する法律や規則に従って、生成 AI を使用すること。

3 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 生成 AI (Generative AI)

大規模言語モデル (LLM) や画像生成モデル等の技術を用い、ユーザーが入力した指示（プロンプト）に基づいて、文章、画像、音声、プログラムコード等を自律的に生成・出力する人工知能の総称。

- (2) 管理された生成 AI

教育委員会又は学校が契約・導入し、教職員及び児童・生徒のアカウントを統合管理できるサービス（学校契約のデジタル教科書・学習ドリル・校務支援システム等に内蔵される AI 機能を含む）。

例：Google Workspace for Education の Gemini 等で、適切な管理設定がなされているもの。

- (3) カスタムツール

「管理された生成 AI」内のツールでカスタムおよび共有が可能なもの。

- (4) その他の生成 AI

利用者が個別に利用規約に同意して登録・利用する、教育委員会の管理下にはない一般向けの生成 AI サービス。

- (5) オプトアウト (Opt-out)

ユーザーが入力したデータ（プロンプトやアップロードファイル）が、AI モデルの再学習やサービス品質向上のために利用されないようにする設定、又はその状態。

- (6) ハルシネーション (Hallucination)

生成 AI が、事実に基づかない情報や、文脈と無関係な内容を、あたかも事実であるかのようにもっともらしく生成する現象。

- (7) 機微情報

個人情報のうち、他人に知られることで個人の権利利益が侵害されるおそれがある情報。本ガイドラインでは、思想・信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実、家庭環境、及び詳細な生徒指導記録等を指す。

4 対象とする生成 AI

本ガイドラインでは、利活用する生成 AI を以下の「管理された生成 AI」と「カスタムツール」、「その他の生成 AI」に分類し、それぞれの利用範囲を定める

(1) 管理された生成 AI

教育委員会又は学校が契約・導入し、教職員及び児童・生徒のアカウントを統合管理できるサービス。

原則として、Google Workspace for Education (Microsoft365 for Education) アカウントにログインした状態で利用する Gemini (Copilot) アプリ及び SSO 連携している Canva 並びに Padlet とする。

○ 要件

- ・ 入力データが AI モデルの学習に利用されない設定がされていること
- ・ 認証基盤と連携し、要否に応じたアクセス制御が可能であること
- ・ 利用者の年齢に応じた、安全性が考慮されたツールであること
- ・ 利用規約及びプライバシーポリシーにおいて、準拠法が日本法であり、合意管轄裁判所が日本国内に設定されていること

(2) カスタムツール

「管理された生成 AI」で提供されるツールにおいて、利用者によるカスタマイズ及び共有が可能なツール。

○ 要件

- ・ 「管理された生成 AI」が許諾を受けている用途での利用の範囲に限ること。
- ・ 作成されたカスタムツールには、タイトル又は備考欄等に、「用途」や「利用上の注意点」「作成者又は管理者の連絡先」等が明記されること。
- ・ 用途に合わせた共有範囲が設定・明示されていること。
- ・ 作成者又は管理者によりカスタムツールは保守・管理が行われること。

(3) その他の生成 AI

利用者が個別に登録・利用するインターネット上の一般向けサービス（検索エンジンに付随する AI 機能等を含む）。

○ 取扱い

- ・ 原則禁止 教育活動に関連する文章・画像生成等の制作業務、及び授業での利用については、原則、禁止する。
- ・ 例外 検索エンジンに付随する AI 機能（要約や検索支援）を単なる情報収集の目的で利用する場合は、例外的に利用可能とする。
- ・ 禁止事項 例外の場合も、7(2)②に基づき、個人情報・機微情報の入力は一切禁止とする。

5 利用資格と年齢制限

(1) 教育委員会が提供する環境での利用

「管理された生成 AI」は、管理者が安全性を確認し、サービス事業者が定める利用規約及び対象年齢（教育機関向けの特約や、保護者同意に基づく例外規定を含む）を遵守した上で提供されなければならない。

上記に基づき提供され、学校配備の端末やアカウントで利用可能な状態にある場合、利用者は授業や教育活動においてこれを利用して差し支えない。

(2) 個人アカウント等での利用

教育委員会が管理していない生成 AI の教育活動に関連する利用は、意図の有無や用途を問わず、利用を原則、禁止する。利用が発覚した場合には、指導課教育改革係へ速やかに報告すること。

6 利活用の基本原則(責任と透明性)

(1) 判断と最終責任

生成 AI の出力結果は、あくまで補助的な参考案であり、誤り（ハルシネーション）や偏見を含む可能性がある。生成 AI の出力結果を採用するか否かの判断は、利用者（教職員、児童・生徒）が行うこと。

特に、外部へ公開されるものについては、より一層の慎重な判断を行い教職員の確認の下、行われること。児童・生徒のみでの判断による公開は認められない。

(2) 透明性の確保

生成物を利用して作成した文書や資料を外部に公表・配布する際は、誤解を招かないよう、必要に応じて生成 AI を利用した旨を明示する等の配慮を行う。

7 入力データの取扱いルール

(1) 情報の取扱い基準

情報の取扱いは、台東区立学校教育情報セキュリティポリシーを遵守した上で、教育委員会による「ツール（カスタマイズを含む）の指定・承認の有無」に基づき、以下のとおり定める。

(2) 個人情報・機微情報の扱い

① 教育委員会が指定・承認したツールでの利用

教育委員会がセキュリティ設定を確認し、「管理された生成 AI」の要件に基づき公式に利用を指定又は承認した特定のツール（サービス内のカスタマイズ機能や、独自に作成・設定された環境を含む）に限り、校務効率化や教育の質向上を目的として、氏名、成績、学習履歴等の個人情報を入力し、活用することを認める。

これは、ユーザーによるカスタマイズに伴う予期せぬ履歴共有やデータ保存のリスクを回避するためであり、承認されていない自作ツール等への入力は認めない。

② その他のサービス・ツールでの利用

教育委員会が指定・承認していないサービスにおいては、入力データが意図しない共有リスクが否定できないため、個人情報及び機微情報の入力は一切禁止する。

8 生成物の取扱いルール

(1) 著作権・知的財産権の侵害確認

生成物を外部へ公開・発表する場合、「7 入力データの取扱いルール」を遵守した場合であっても、既存の著作物と酷似する可能性が否定できないため、他者の権利を侵害していないかを慎重に確認すること。類似性が疑われる場合は使用を控えるか、適切な引用・参照元の明示を行う。

(2) 公平性と正確性の確認

出力結果に差別的な表現やバイアス、事実誤認が含まれていないかを確認し、必要に応じて修正・補足を行うこと。

(3) 生成物の管理

出力結果による生成物については、台東区立学校教育情報セキュリティポリシーに基づく、資産分類にあわせて適切に管理されること。

9 リスク管理と運用

(1) 教職員の研修

校長研修、副校長研修、教育 DX 研修等において、先行事例や教材・ノウハウを周知・共有するとともに、教職員の生成 AI に関する理解を深め、生成 AI を意図的に利活用する場面、生成 AI の出力を吟味する時間の確保、深い学びにつながる発問など、効果的な活用を促進する内容を取り扱う。

(2) 緊急時の利用停止

生成 AI サービスにおいて重大なセキュリティインシデント、法令違反、又は予期せぬリスクが確認された場合、指導課教育改革係は直ちにサービスの利用停止を指示する。

教職員は指示に従い、速やかに利用を中止しなければならない。

(3) 疑義・相談窓口

本ガイドラインの解釈に疑義が生じた場合や、トラブルが発生した際は、指導課教育改革係へ相談するものとする。

10 効果的な活用にあたって

文部科学省が運営するリーディングDXスクール事業HP内の「指定校実践事例・動画」のページでは、「生成AIの活用方法に関する教育実践」を利活用の目的等によって絞り込み検索することも可能となっている。 URL：<https://leadingdxschool.mext.go.jp/achieve/ai/>

(1) 校務での利活用に関する先行取組事例

○各種お便り(学年・学級だより、給食だより、保健だより等)・通知文・案内文のたたき台を作成する(武雄市立川登中学校)

あいさつ文、保護者宛文書、教育講演会の謝辞作成、学年だより等の添削に利用した。生成AIが作成した内容はあくまでも例とし、最終的には作成者による内容確認、修正、補足、追記等の必要性を確認した。各種通信は作成者が誤字・脱字のチェックを生成AIで行うことにより、教務主任、教頭、校長のチェックの時間短縮につながった。

○授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する(岩沼市立岩沼北中学校)

生徒が学習して疑問に感じたことや授業で理解できた内容などを考慮したテスト問題となるように、授業で使用したワークシートや生徒の振り返りの文言などをまとめてPDF化し、生成AIに読み込ませてテスト問題を作成した。また、知識・技能を問う問題、思考・判断・表現を問う問題など、評価の観点ごとに分けて提案させ、テスト問題作成のたたき台にした。

(2) Googleが提案するプロンプト事例集

「学校のためのプロンプトライブラリ」

URL：https://services.google.com/fh/files/misc/gemini_prompt.pdf

教員や管理職の先生方が、日々の業務を効率化し、教育活動をより充実されるための具体的な事例、サンプルプロンプト、機能説明が豊富に掲載されている。

(3) 優れたプロンプトに必要な5つの要素

プロンプトは具体的な指示をすることが必要である。その際、文章を長々と書くより、複数の要素を含めることでAIが理解しやすくなり、精度の高い回答を得ることができる。

- ① 人物（ペルソナ）
 - ・ どのような人として回答を作ってほしいのか
- ② 内容（タスク）
 - ・ 質問や指示はどのような内容なのか
- ③ 形式や語調（フォーマット・トーン）
 - ・ どのような形式や雰囲気で回答してほしいのか
- ④ 制約（コンテキスト）
 - ・ 質問や指示の詳細な状況や背景など
- ⑤ 例（サンプル）
 - ・ 例えば、どのような回答をしてほしいのか

(4) 学校現場で活用可能な研修教材等

- ① 生成 AI に関する教員向け研修動画シリーズ（文部科学省、令和 5 年 9 月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02507.html
- ② 生成 AI の利用に関するオンライン研修会（文部科学省、令和 5 年 9 月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02476.html
- ③ 情報モラル教育ポータルサイト（文部科学省）
<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>
- ④ Plant 全国教職員研修プラットフォーム（独立行政法人教職員支援機構）
<https://www.nits.go.jp/service/plant/>
- ⑤ 学校における教育活動と著作権（文化庁著作権課、2023 年 4 月改訂版）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf
- ⑥ 楽しく学ぼうみんなの著作権 小学生のための著作権教材（文化庁著作権課）
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/tanoshiku/>
- ⑦ 生成 AI はじめの一步～生成 AI の入門的な使い方と注意点～（総務省）
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/
- ⑧ Google の AI とはじめよう！ 教育を“未来”へアップデート（Google for Education）
<https://services.google.com/fh/files/misc/gfe-gemini-catalog.pdf>
- ⑨ 小学校 1 ～ 3 年生のための Gemini パスポート（Google for Education）
https://services.google.com/fh/files/misc/gemini_passport_for_students_k3.pdf
- ⑩ 小中学生のための Gemini パスポート（Google for Education）
https://services.google.com/fh/files/misc/gemini_passport_for_students.pdf

【参考】学校において利活用する際のチェック項目

◆ 教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- ☐ 本ガイドライン及び教育情報セキュリティポリシーに基づき利用しているか
- ☐ 校務系端末又は学習系端末を利用しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

◆ 児童・生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- ☐ 児童・生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- ☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- ☐ 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか
- ☐ レポート等に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- ☐ 児童・生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性を踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか

【参考資料】

- ・ 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン
令和 6 年 1 2 月 2 6 日 文部科学省 初等中等教育局
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html
- ・ ChatGPT 利活用に関するガイドライン ver.1.0
令和 6 年 5 月 9 日 台東区企画財政部情報政策課
- ・ 文章生成 AI 利活用ガイドライン Version2.0 令和 6 年 4 月 東京都デジタルサービス局
https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/digitalservice/ai_guideline
- ・ 自治体における ChatGPT 等の生成 AI 活用ガイド（本編）
令和 5 年 1 0 月 埼玉県戸田市
<https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/attachment/62855.pdf>
- ・ 生成 AI の利用ガイドライン 令和 5 年 5 月 1 日
一般社団法人日本ディープラーニング協会
<https://www.jdla.org/document/#ai-guideline>
- ・ Google の AI とはじめよう！ 教育を“未来”へアップデート
令和 7 年 1 0 月 1 6 日版 Google for Education
<https://services.google.com/fh/files/misc/gfe-gemini-catalog.pdf>